

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号（役務に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 加藤 鮎子

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

經濟産業大臣臨時代理

國務大臣 新藤 義孝

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

別表中「現地調査」を「現地調査等」に改める。